

生駒市規則第 2 号

生駒市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 1 月 20 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市表彰規則の一部を改正する規則

生駒市表彰規則（平成 4 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 人命救助を行う等その行為が表彰に値する者
- (2) 市の公益のため、多額の私財を寄附した者
- (3) 長年にわたり市民憲章の精神に基づく篤行を続け、又は業務に精励し、市民の模範であると認められる者
- (4) 体育・文化活動において優秀な成績を収め、又は有益な研究、考案発明若しくは改良をした者
- (5) その他市長が特に表彰に値すると認める者

第 4 条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「長年にわたり公共の福祉の向上、自治の振興等に寄与し、功労のあった者」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の生駒市表彰規則の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。